

藤沢市指定重要文化財の指定について
次の歴史資料を藤沢市指定重要文化財に指定する

2015年（平成27年）9月16日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

指定物件

1

区分	有形文化財
文化財の種類	建造物
名称	中雀門
数量	1点
所在地	藤沢市西富一丁目8番1号 清浄光寺
所有者の住所・氏名	藤沢市西富一丁目8番1号 清浄光寺
指定物件の概要	内容 向唐門 清浄光寺の現存最古の建造物 年代 安政六年(1859) 法量 高さ約6m、幅約2m70cm

2

区分	有形文化財
文化財の種類	建造物
名称	青銅製燈籠
数量	1点2基
所在地	藤沢市西富一丁目8番1号 清浄光寺
所有者の住所・氏名	藤沢市西富一丁目8番1号 清浄光寺
指定物件の概要	内容 惣門前の寄進燈籠 附石製台座 年代 天保十三年(1842)～嘉永元年(1848)頃 法量 高さ約2m80cm

提案理由

この議案を提出したのは、本物件の歴史的価値並びに希少価値を鑑み、藤沢市文化財保護条例第3条第1項の規定により藤沢市指定重要文化財に指定し、保護を図る必要による。

参 考

藤沢市文化財保護条例 抜粋

(文化財の指定)

第3条 教育委員会は、この市の区域内に存する文化財のうち、この市にとって重要なものについて、有形文化財、無形文化財及び民俗文化財を藤沢市指定重要文化財に、記念物を藤沢市指定史跡、藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者(以下「所有者等」という。)の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。

1 中雀門 (ちゅうじゃくもん) について

- ・ 安政6年(1859)に建立。寄進者は紀伊大納言徳川治宝^{はるとみ}
しようじようこうじ
- ・ 清浄光寺(通称は遊行寺)境内の建造物の中で現存最古の建造物。
むこうからもん おおむね
木造向唐門造り。大棟に菊の御紋、屋根の下に葵の御紋を刻む。
- ・ 高さ約6m、幅約2m70cm
- ・ 大正12年(1923)の関東大地震で倒壊したが、引き起こして再建される。

平成20年(2008)の一部補修を経て、現在に至る。



- ・ 向唐門として市内唯一、寺社建築に限らず、建築年代が明確な近世建築で、かつ現在も利用されている建造物として文化財的価値は高い。



背面より



関東大地震で倒壊する (『ふるさとの思い出写真集 藤沢』)

2 青銅製燈籠（せいどうせいとうろう）について

- ・江戸講中を初め、遠近の篤志者が一体となって寄進、建立したもの
- ・銘文によれば、天保13年(1842)8月23日の建立であるが、「遊行五十七世たあ他阿上人一念書」ともあるので、実際には一念が遊行上人を相続した嘉永元年(1848)以降に建立か。
- ・高さ 約2m80cm
- ・いものしし 鑄造師は江戸神田の西村和泉守藤原政時（八代か）。他の作品として、東京都にしむらいずみかみ千代田区の平河天満宮の鳥居ひらかわたんまんぐう（千代田区指定文化財）などがある。
- ・すでに本市の指定を受けている文政4年(1821)の江の島入口の青銅鳥居とともに、市内の青銅製の大型建造物として希少であり、技巧面のほか、江戸との文化的交流を伝える文化財として価値が高い。

